

吾妻鏡 四十九 正元二年〇元年 慶尊親王 宗御祈禱、被行鬼氣并御夢祭等、十

八日乙酉將軍家御惱令復本御、

將軍宗御祈禱、被行鬼氣并御夢祭等、十

〔書言字考節用集八言辭〕魔也、氣窒心懼而神亂則驚、夢

〔倭訓栢前編三十二〕卒略中むねにておく○胸に掌を置いて寝れば必ず驚恐の夢あり、

〔梅園日記〕二夢魘

内不祥也、胸に掌を置いて寝れば必ず驚恐の夢あり、

俗に胸に手をおきて寝又梁の下に寝ねればおそはるといふは久しきなはし也源氏物語御幸卷に夢にとみしたる心ちして侍てなんむねに手を置たるやうに侍と申給ふ湖月抄におびゆる心なりとあり又誹諧紅梅千句に、樂寢にはおそはれましや小夜枕といふ句に胸にある手をのけてのびする、とつけたり又俗に左右の手の拇指を屈して四の指にておさへて寝ねればおそはる、事なしといふは病源候論三十云、卒魘者屈也、謂夢裏爲鬼邪之所魘屈也、養生方導引法云、拘魂門制魄戸名曰握固、法屈大拇指著四小指内抱之積習不止、眠時亦不復開、令人不魘魅聖龜錄百九十六に、禁夢魘法と題して此法を載たり又梁の下に寝る事は文海披沙云、今人寢忌壓梁及當戸、曰能令人魘不羈淮南子曰、枕戸攤而臥者鬼神聽其首則知俗忌久矣千金方道林云、厭勿當舍脊下、また朱子語類鬼神云、雨、風、露、雷、日、月、晝、夜此鬼神迹也、此是白日公平、正直之鬼神、若所謂有嘯于梁觸于胸、此則不正邪暗、或有或無、或去或來、或聚或散者、とあり、梁と胸とをいへるを見れば上の事をいふに似たり。

〔古事談勇士〕白川院御寢ノ後物ニヲソハレ御坐ケル頃、可然武具ヲ御枕上ニ可置ト有沙汰テ、義家朝臣ニ被召ケレバ、マユミノ黒塗ナルヲ一張進タリケルヲ、被立御枕上ノ後、ヲソハレサセ御坐ザリケレバ、御感アリテ、此弓ハ十二年合戰ノ時ヤ持タリシト有御尋所、不覺悟之由申ケレバ、上皇頻有御感ケリ、